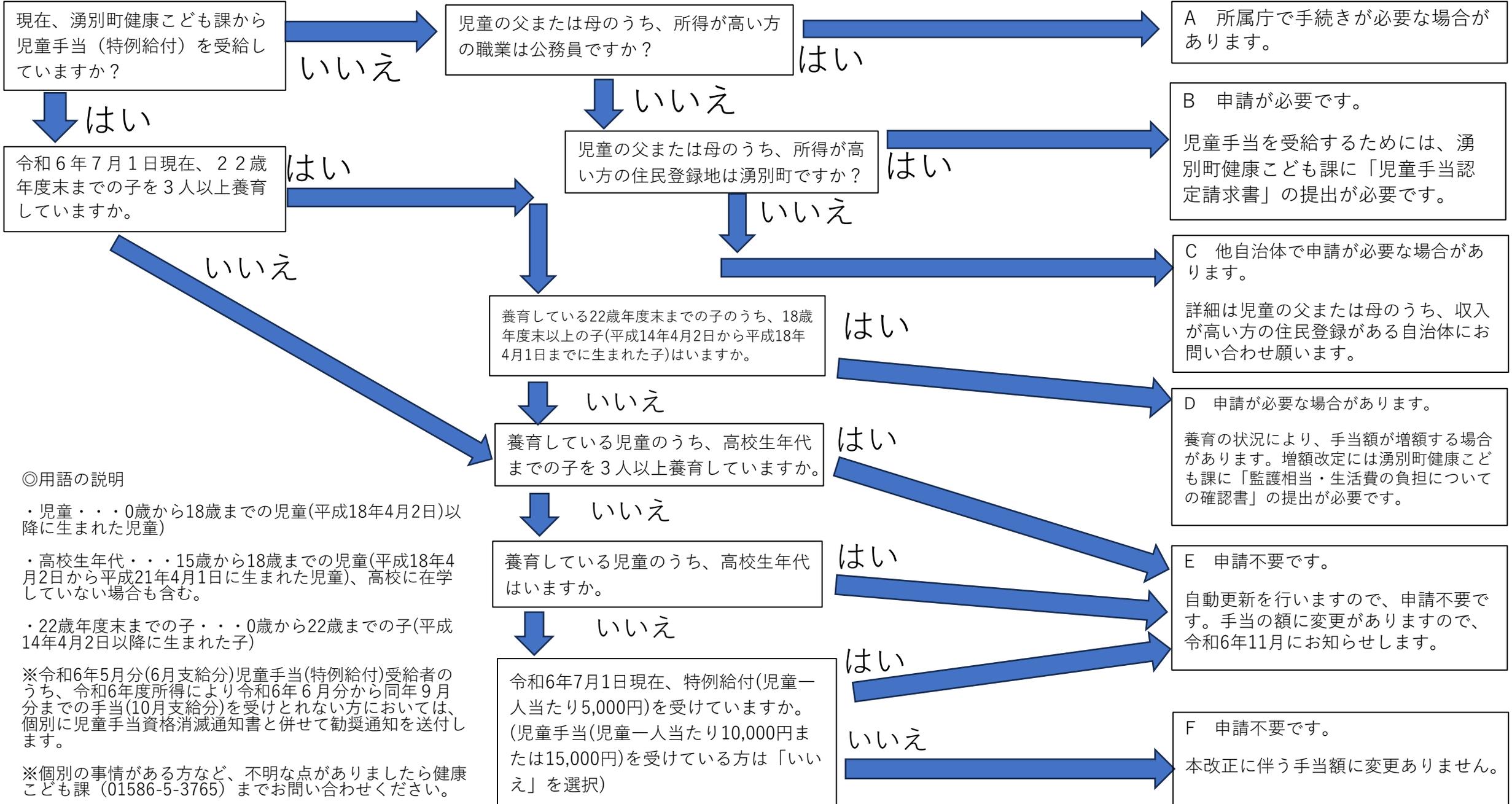


令和6年度 児童手当制度改正フローチャート



◎用語の説明

- ・児童・・・0歳から18歳までの児童(平成18年4月2日)以降に生まれた児童)
- ・高校生年代・・・15歳から18歳までの児童(平成18年4月2日から平成21年4月1日に生まれた児童)、高校に在学していない場合も含む。
- ・22歳年度末までの子・・・0歳から22歳までの子(平成14年4月2日以降に生まれた子)
- ※令和6年5月分(6月支給分)児童手当(特例給付)受給者のうち、令和6年度所得により令和6年6月分から同年9月分までの手当(10月支給分)を受けとれない方においては、個別に児童手当資格消滅通知書と併せて勸奨通知を送付します。
- ※個別の事情がある方など、不明な点がありましたら健康こども課 (01586-5-3765) までお問い合わせください。